

## 消費者庁行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分 は改正部分)

改正案						現 行					
(集中管理の推進)						(集中管理の推進)					
第 16 条 <u>消費者庁における行政文書ファイル等の集中管理については、総括文書管理者が定めるところにより、推進するものとする。</u>						第 16 条 <u>総括文書管理者は、遅くとも平成 25 年度までに、消費者庁における集中管理の推進に関する方針を定めるものとする。</u>					
別表第 1 行政文書の保存期間基準						別表第 1 行政文書の保存期間基準					
事 項	業務の区分		当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	事 項	業務の区分		当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯						法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30 年	(略)	1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30 年	(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催経緯</li> <li>・ 諮問</li> <li>・ <u>議事の記録</u></li> <li>・ 配付資料</li> <li>・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催経緯</li> <li>・ 諮問</li> <li>・ <u>議事概要・議事録</u></li> <li>・ 配付資料</li> <li>・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>		
			③ (略)		(略)				(略)		
	(2)～(7) (略)	(略)	(略)		(2)～(7) (略)	(略)	(略)		(略)	(略)	

2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	政令の 制定又 は改廃 及びそ の経緯	(1)立案の 検討	① (略)	30年	(略)	3	政令の 制定又 は改廃 及びそ の経緯		(略)		(略)
			②立案の検討に関する 審議会等文書（一の項 イ）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答 申、中間報告、最 終報告、建議、提 言</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事録・議事概要</li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言</li> </ul>		
			③ (略)		(略)				(略)		
	(2)～(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(2)～(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4	内閣府 令、そ の他の 規則の 制定又 は改廃 及びそ の経緯	(1)立案の 検討	① (略)	30年	(略)	4	内閣府 令、 <u>省</u> <u>令</u> その 他の規 則の制 定又は 改廃及 びその 経緯	(1)立案の 検討	① (略)	30年	(略)
			②立案の検討に関する 審議会等文書（一の項 イ）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> <li>・中間報告、最終報 告、提言</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事概要・議事録</li> <li>・配付資料</li> <li>・中間報告、最終報告、 提言</li> </ul>		
			③ (略)		(略)				(略)		
	(2)意見公 募手続	意見公募手続文書（一 の項ハ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府令案・規則案</li> <li>・趣旨、要約、新旧</li> </ul>		(2)意見公 募手続	意見公募手続文書（一の 項ハ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府令案・<u>省令案</u>・ 規則案</li> </ul>				

					対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由					・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由	
		(3)制定又は改廃	内閣府令、その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書（一の項ホ）		・府令案・規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文		(3)制定又は改廃	内閣府令、 <u>省令</u> その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書（一の項ホ）		・府令案・ <u>省令案</u> ・規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文	
		(4)、(5) (略)	(略)		(略)		(4)、(5) (略)	(略)		(略)	
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯						閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯					
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)～(3) (略)	(略)	30年	(略)		(1)～(3) (略)	(略)	30年	(略)	
		(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣	①(略) ②立案の検討に関する審議会等文書（五の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答		(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣	①(略) ②立案の検討に関する審議会等文書（五の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、	

		議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯 (1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。)	③～⑤ (略)		申、中間報告、最終報告、建議、提言 (略)			議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯 (1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。)	③～⑤ (略)		中間報告、最終報告、建議、提言 (略)
6	関係行	関係行政	①～③ (略)	10年	(略)	6	関係行	関係行政	①～③ (略)	10年	(略)

	政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	④会議に検討のための資料として提出された文書（六の項口） <u>及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書</u>		・配付資料 <u>・議事の記録</u>		政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	④会議に検討のための資料として提出された文書（六の項口） <u>（新設）</u>		・配付資料 <u>（新設）</u>	
			⑤（略）		（略）				⑤（略）		（略）	
7	省議（これに準ずるものを含む。こ	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要	①～②（略） ③省議に検討のための資料として提出された文書（七の項口） <u>及び省議（国務大臣を構成員とする省議に</u>	10年	（略） ・配付資料 <u>・議事の記録</u>		7	省議（これに準ずるものを含む。こ	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要	①～②（略） ③省議に検討のための資料として提出された文書（七の項口） <u>（新設）</u>	10年	（略） ・配付資料 <u>（新設）</u>

	の項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	な経緯	<u>限る。)の議事が記録された文書</u>								
			④ (略)		(略)			④ (略)	(略)		
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯					複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯						
8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③ (略) ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書 (八の項口) ⑤ (略)	10年	(略) ・開催経緯 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料  (略)	8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③ (略) ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書 (八の項口) ⑤ (略)	10年	(略) ・開催経緯 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料  (略)
9	他の行政機関	基準の設定に関する	① (略) ②立案の検討に関する	10年	(略) ・開催経緯	9	他の行政機関	基準の設定に関する	① (略) ②立案の検討に関する審	10年	(略) ・開催経緯

	に対し て示す 基準の 設定及 びその 経緯	る立案の 検討その 他の重要 な経緯	審議会等文書（九の項 イ）		・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答 申、中間報告、最 終報告、建議、提 言		議会等文書（九の項イ）		・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言		
			③～⑤（略）		（略）		③～⑤（略）		（略）		
10	地方公 共団 体 に 対 し て 示 す 基 準 の 設 定 及 び そ の 経 緯	基準の設 定に 関 す る 立 案 の 検 討 そ の 他 の 重 要 な 経 緯	①（略） ②立案の検討に関する 審議会等文書（九の項 イ）	10年	（略） ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答 申、中間報告、最 終報告、建議、提 言	10	地方公 共団 体 に 対 し て 示 す 基 準 の 設 定 及 び そ の 経 緯	基準の設 定に 関 す る 立 案 の 検 討 そ の 他 の 重 要 な 経 緯	①（略） ②立案の検討に関する審 議会等文書（九の項イ）	10年	（略） ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言
			③～⑤（略）		（略）		③～⑤（略）		（略）		
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
11	個人の 権利義 務の得 喪及び	(1)行政手 続法（平 成5年 法律第	①立案の検討に関する 審議会等文書（十の 項）	10年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料	11	個人の 権利義 務の得 喪及び	(1)行政手 続法（平 成5年 法律第	①立案の検討に関する 審議会等文書（十の項	10年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料

	その経緯	88号) 第2条 第8号 口の審 査基 準、同 号ハの 処分基 準、同 号二の 行政指 導指針 及び同 法第6 条の標 準的な 期間に 関する 立案の 検討そ の他の 重要な 経緯	②～⑤ (略)		・中間答申、最終答 申、中間報告、最 終報告、建議、提 言  (略)		その経緯	88号) 第2条 第8号 口の審 査基準、 同号ハ の処分 基準、同 号二の 行政指 導指針 及び同 法第6 条の標 準的な 期間に 関する 立案の 検討そ の他の 重要な 経緯	②～⑤ (略)		・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言  (略)
		(2)～(4)	(略)	(略)	(略)			(2)～(4)	(略)	(略)	(略)



		(略)										
		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①(略) ②審議会等文書(十四の項口) ③~④(略)	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	(略) ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見 (略)		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①(略) ②審議会等文書(十四の項口) ③~④(略)	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	(略) ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・答申、建議、意見 (略)		
		(6)(略)	(略)	(略)	(略)		(6)(略)	(略)	(略)	(略)		
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号二の行政指導	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項) ②~⑤(略)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 (略)		12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号二の行政指導	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項) ②~⑤(略)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 (略)

		指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯						指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯			
	(2)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)		(2)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)		
	(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① (略)	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	(略)	・ 諮問 ・ <b>議事の記録</b> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見	(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① (略)	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	(略)	・ 諮問 ・ <b>議事概要・議事録</b> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見	
② 審議会等文書（十四の項口）		(略)									
③~④ (略)		(略)									

		(6) (略)	(略)	(略)	(略)
職員の人事に関する事項 (略)					
13	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の事項					
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する審議会等文書(二十の項イ)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			②~⑤(略)		(略)
(2) (略)		(略)		(略)	
15~16 (略)					
17	独立行政法人等に関する事	(1)独立行政法人通則法(平成	①(略)	10年	(略)
			②評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録

		(6) (略)	(略)	(略)	(略)
職員の人事に関する事項 (略)					
13	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の事項					
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する審議会等文書(二十の項イ)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			②~⑤(略)		(略)
(2) (略)		(略)		(略)	
15~16 (略)					
17	独立行政法人等に関する事	(1)独立行政法人通則法(平成	①(略)	10年	(略)
			②評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委		・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録

	項	11年法律第103号)その他の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書(二十四の項口)		・配付資料 ・意見		項	11年法律第103号)その他の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書(二十四の項口)		・配付資料 ・意見
		(2) (略)	③~④ (略)	(略)	(略)			(2) (略)	③~④ (略)	(略)	(略)
18	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律(平	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等	10年	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言	18	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律(平	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等	10年	・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言

		成 13 年 法律第 86 号。以下 「政策評 価法」と いう。） 第 6 条の 基本計画 の立案の 検討、政 策評価法 第 10 条 第 1 項の 評価書の 作成その 他の政策 評価の実 施に關す る重要な 経緯	文書 (二十六の項イ) ②～⑥ (略)		(略)			成 13 年 法律第 86 号。以 下「政策 評価法」 という。） 第 6 条の 基本計画 の立案の 検討、政 策評価法 第 10 条 第 1 項の 評価書の 作成その 他の政策 評価の実 施に關す る重要な 経緯	文書 (二十六の項イ) ②～⑥ (略)		(略)
19	公共事 業の実 施に關 する事	直轄事業 として実 施される 公共事業	① (略) ②立案の検討に関する 審議会等文書 (二十七 の項イ)	事業終 了の日 に係る 特定日	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録	19	公共事 業の実 施に關 する事	直轄事業 として実 施される 公共事業	① (略) ②立案の検討に関する 審議会等文書 (二十七 の項イ)	事業終 了の日 に係る 特定日	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録

	項	の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	③～⑨（略）	以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言  （略）		項	の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	③～⑨（略）	以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言  （略）
20	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	20	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)（略） (2)審議会等（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	審議会等文書（二十九の項）	10年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <b>議事の記録</b> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)（略） (2)審議会等（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	審議会等文書（二十九の項）	10年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <b>議事概要・議事録</b> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
22～24 （略）						22～24 （略）					

25	国際会議等 (外国政府との交渉を含む。)及び国際交流に関する事項	(1)国際会議に関する重要な経緯	国際会議に関する重要な経緯が記載された文書	10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発言要領</li> <li>・ <u>議事の記録</u></li> <li>・ 合意文書</li> </ul>	25	国際会議等 (外国政府との交渉を含む。)及び国際交流に関する事項	(1)国際会議に関する重要な経緯	国際会議に関する重要な経緯が記載された文書	10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発言要領</li> <li>・ <u>議事録</u></li> <li>・ 合意文書</li> </ul>
		(2)国際交流に関する立案に関する重要な経緯及び結果	立案の検討に関する会議等、調査研究及び実施結果に関する文書	10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催経緯</li> <li>・ <u>議事の記録</u></li> <li>・ 配付資料</li> <li>・ 中間報告、最終報告、建議、提言</li> <li>・ 外国・自治体・民間企業の状況調査</li> <li>・ 関係団体・関係者のヒアリング</li> <li>・ 実施結果報告書</li> </ul>			(2)国際交流に関する立案に関する重要な経緯及び結果	立案の検討に関する会議等、調査研究及び実施結果に関する文書	10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催経緯</li> <li>・ <u>議事概要</u></li> <li>・ <u>議事録</u>・配付資料</li> <li>・ 中間報告、最終報告、建議、提言</li> <li>・ 外国・自治体・民間企業の状況調査</li> <li>・ 関係団体・関係者のヒアリング</li> <li>・ 実施結果報告書</li> </ul>
備考 一 (略) 二 職員の人事に関する事項について、 <u>内閣官房令</u> 、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣官房令</u> 、人事院規則の規定による。 三～五 (略)						備考 一 (略) 二 職員の人事に関する事項について、 <u>内閣府令</u> 、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣府令</u> 、人事院規則の規定による。 三～五 (略)					

